



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

- *61 和歌山県景観条例施行規則の一部を改正する規則 (都市政策課)..... 1
- *62 建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (")..... 4

○ 告示

- 1409 指定障害福祉サービス事業者の廃止 (障害福祉課)..... 4
- 1410 森林病虫害等防除法による伐倒駆除命令の内容 (森林整備課)..... 5
- 1411 森林病虫害等防除法による特別伐倒駆除命令の内容 (")..... 5
- 1412 公共測量の終了 (技術調査課)..... 6
- 1413 " (")..... 7
- 1414 道路の区域変更 (道路保全課)..... 7
- 1415 " (")..... 7
- 1416 " (")..... 7
- 1417 " (")..... 8
- 1418 " (")..... 8
- 1419 " (")..... 9
- 1420 " (")..... 9
- 1421 道路の供用開始 (")..... 10
- 1422 " (")..... 10
- 1423 道路の区域変更 (")..... 10
- 1424 " (")..... 10
- 1425 道路の供用開始 (")..... 11
- 1426 道路の区域変更 (")..... 11
- 1427 道路の供用開始 (")..... 12
- 1428 道路の区域変更 (")..... 12
- 1429 道路の供用開始 (")..... 12
- 1430 道路の区域変更 (")..... 13
- 1431 道路の供用開始 (")..... 13
- 1432 道路の区域変更 (")..... 13
- 1433 道路の供用開始 (")..... 14
- 1434 和歌山県景観計画の変更 (都市政策課)..... 14

○ 教育委員会告示

- 5 令和3年度和歌山県立高等学校生徒募集定員 14

規 則

和歌山県規則第61号

和歌山県景観条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年11月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県景観条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県景観条例施行規則(平成20年和歌山県規則第81号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(適用除外)</p> <p>第7条 条例第13条第1号の規則で定める規模は、<u>景観計画区域のうち特定景観形成地域以外の区域においては別表第1の左欄、熊野参詣道(中辺路)特定景観形成地域の区域においては別表第1の2の左欄、高野参詣道(町石道)周辺特定景観形成地域の区域においては別表第1の3の左欄、熊野参詣道(大辺路)特定景観形成地域の区域においては別表第1の4の左欄、熊野川周辺特定景観形成地域の区域においては別表第1の5の左欄、高野参詣道(黒河道)特定景観形成地域の区域においては別表第1の6の左欄に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる規模とする。</u></p> <p>2 条例第13条第2号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 和歌山県文化財保護条例(昭和31年和歌山県条例第40号) <u>第15条第1項の許可に係る行為</u></p> <p>3 条例第13条第4号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 水面の埋立て(バッファゾーン(和歌山県世界遺産条例(平成17年和歌山県条例第22号)第5条第1項の基本的な計画において緩衝地帯とされた区域であって、熊野参詣道(中辺路)特定景観形成地域、高野参詣道(町石道)周辺特定景観形成地域、熊野参詣道(大辺路)特定景観形成地域、熊野川周辺特定景観形成地域及び高野参詣道(黒河道)特定景観形成地域の区域内にあるものに限る。以下同じ。)の区域を除く。)</p> <p>(11) 架空電線路用の鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するものの新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、高さ15メートルを超えないもの(熊野参詣道(中辺路)特定景観形成地域の区域のうちバッファゾーンの区域及び国道168号の道路境界から200メートル以内の区域、高野参詣道(町石道)周辺特定景観形成地域の区域のうちバッファゾーンの区域、熊野参詣道(大辺路)特定景観形成地域の区域のうちバッファゾーンの区域、熊野川周辺特定景観形成地域の区域のうちバッファゾーンの区域及び国道168号の道路境界から200メートル以内の区域並びに高野参詣道(黒河道)特定景観形成地域の区域のうちバッファゾーンの区域において行う行為を除く。)</p> <p>(12) 熊野参詣道(中辺路)特定景観形成地域の区域のうちバッファゾーンの区域において行う別表第2の左欄に掲げる行為(国道168号の道路境界から200メートル以内の区域において行う行為を除く。)、高野参詣道(町石道)周辺特定景観形成地域の区域のうちバッファゾーンの区域において行う別表第2の2に掲げる行為、熊野参詣道(大辺路)特定景観形成地域の区域のうちバッファゾーンの区</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第7条 条例第13条第1号の規則で定める規模は、<u>景観計画区域のうち特定景観形成地域以外の区域においては別表第1の左欄、熊野参詣道(中辺路)特定景観形成地域の区域においては別表第1の2の左欄、高野参詣道(町石道)周辺特定景観形成地域の区域においては別表第1の3の左欄、熊野参詣道(大辺路)特定景観形成地域の区域においては別表第1の4の左欄、熊野川周辺特定景観形成地域の区域においては別表第1の5の左欄に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる規模とする。</u></p> <p>2 条例第13条第2号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 和歌山県文化財保護条例(昭和31年和歌山県条例第40号) <u>第12条第1項の許可に係る行為</u></p> <p>3 条例第13条第4号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 水面の埋立て(バッファゾーン(和歌山県世界遺産条例(平成17年和歌山県条例第22号)第5条第1項の基本的な計画において緩衝地帯とされた区域であって、熊野参詣道(中辺路)特定景観形成地域、高野参詣道(町石道)周辺特定景観形成地域、熊野参詣道(大辺路)特定景観形成地域及び熊野川周辺特定景観形成地域の区域内にあるものに限る。以下同じ。)の区域を除く。)</p> <p>(11) 架空電線路用の鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するものの新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、高さ15メートルを超えないもの(熊野参詣道(中辺路)特定景観形成地域の区域のうちバッファゾーンの区域及び国道168号の道路境界から200メートル以内の区域、高野参詣道(町石道)周辺特定景観形成地域の区域のうちバッファゾーンの区域、熊野参詣道(大辺路)特定景観形成地域の区域のうちバッファゾーンの区域並びに熊野川周辺特定景観形成地域の区域のうちバッファゾーンの区域及び国道168号の道路境界から200メートル以内の区域において行う行為を除く。)</p> <p>(12) 熊野参詣道(中辺路)特定景観形成地域の区域のうちバッファゾーンの区域において行う別表第2の左欄に掲げる行為(国道168号の道路境界から200メートル以内の区域において行う行為を除く。)、高野参詣道(町石道)周辺特定景観形成地域の区域のうちバッファゾーンの区域において行う別表第2の2に掲げる行為、熊野参詣道(大辺路)特定景観形成地域の区域のうちバッファゾーンの区</p>

域において行う別表第2の3に掲げる行為、熊野川周辺特定景観形成地域の区域のうちバッファゾーンの区域において行う別表第2の左欄に掲げる行為（国道168号の道路境界から200メートル以内の区域において行う行為を除く。）及び高野参詣道（黒河道）特定景観形成地域の区域のうちバッファゾーンの区域において行う別表第2の2に掲げる行為

(13) 略

域において行う別表第2の3に掲げる行為及び熊野川周辺特定景観形成地域の区域のうちバッファゾーンの区域において行う別表第2の左欄に掲げる行為（国道168号の道路境界から200メートル以内の区域において行う行為を除く。）

(13) 略

別表第1の5の次に次の1表を加える。

別表第1の6

高野参詣道（黒河道）特定景観形成地域の区域

行為	規模		
	和歌山県景観計画に定める世界遺産を結ぶ歩行者動線沿道の区域（バッファゾーンの区域を除く。）	バッファゾーンの区域及び和歌山県景観計画に定める世界遺産を結ぶ歩行者動線沿道の区域を除いた区域	
1 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	高さ10メートルかつ延べ面積500平方メートル	高さ13メートルかつ延べ面積1,000平方メートル	
2 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	(1) 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で次に掲げる用途に供するもの ア アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの イ 自動車車庫の用途に供する施設その他これらに類するもの ウ 汚物処理場、ごみ焼却施設その他の処理施設の用途に供するもの	高さ10メートルかつ築造面積500平方メートル	高さ13メートルかつ築造面積1,000平方メートル
	(2) 広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの	高さ10メートル	高さ13メートル
	(3) その他工作物	高さ10メートル	高さ13メートル
3 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	1,000平方メートル	2,000平方メートル	

4 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	1,000平方メートル	2,000平方メートル
5 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	1,000平方メートル	2,000平方メートル

別表第2の2中「高野参詣道(町石道)周辺特定景観形成地域」の次に「及び高野参詣道(黒河道)特定景観形成地域」を加える。

別記第6号様式中「新宮市」を「橋本市、新宮市」に改める。

附 則

この規則は、令和2年12月15日から施行する。

和歌山県規則第62号

建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年11月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例施行規則の一部を改正する規則
建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例施行規則(平成23年和歌山県規則第54号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(市町村の長の要請に係る区域) 第7条 条例第4条第1項第2号の規則で定める区域は、次に掲げる区域とする。 (1)～(4) 略 <u>(5) 特定景観形成地域として定められた高野参詣道(黒河道)特定景観形成地域のうちバッファゾーンの区域</u> (6) 略	(市町村の長の要請に係る区域) 第7条 条例第4条第1項第2号の規則で定める区域は、次に掲げる区域とする。 (1)～(4) 略 (5) 略

附 則

この規則は、令和2年12月15日から施行する。

告 示

和歌山県告示第1409号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和2年11月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3011000233	訪問介護ステーション千樹木	橋本市隅田町下兵庫957-27	重度訪問介護	有限会社レッツ	橋本市隅田町下兵庫957-27	令和2.11.9

和歌山県告示第1410号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定に基づき、同条第1項第1号及び第6号の命令の内容となる事項を次のとおり公告する。

令和2年11月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 区域及び期間

(1) 区域

紀の川市の区域に存する松林のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課、那賀振興局農林水産振興部林務課及び紀の川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

令和2年12月7日から令和3年3月31日まで

2 森林病虫害の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

- (1) 松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布するか、又は当該樹木を伐倒してはく皮し、並びに松くい虫が付着している枝条及び樹皮を焼却すること。
- (2) 松くい虫の付着し、又は付着するおそれがある伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材又は薪炭材であるものを含む。）をいう。以下同じ。）を所有し、又は管理する者は、当該伐採木等に薬剤を散布するか、又は当該伐採木等をはく皮し、並びに松くい虫が付着している場合には当該松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

4 命令をしようとする理由

令和2年8月18日から同年11月17日までの間に1の（1）の区域において松林を調査した結果、松くい虫の被害が発生しており、3の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1の（1）の区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要事項

- (1) 3に掲げる措置について薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木又は伐採木等の所在する地域を管轄する振興局長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、（3）により申請書を提出する場合は、この限りでない。
- (3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木又は伐採木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。
- (4) 知事は、3に掲げる樹木又は伐採木等を所有し、又は管理する者が、1の（2）に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (5) 知事は、（4）の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

和歌山県告示第1411号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定に基づ

き、同法第5条第2項の命令の内容となる事項を次のとおり公告する。

令和2年11月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 区域及び期間

(1) 区域

御坊市、美浜町、印南町及び白浜町の区域に存する松林のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課、関係振興局農林水産振興部林務課、関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

令和2年12月7日から令和3年3月31日まで

2 森林病虫害の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して焼却（炭化を含む。）又は破砕すること。

4 命令をしようとする理由

令和2年8月18日から同年11月17日までの間に1の（1）の区域において松林を調査した結果、松くい虫の被害が発生しており、3の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1の（1）の区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要事項

(1) 3に掲げる措置について薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木又は伐採木等の所在する地域を管轄する振興局長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、（3）により申請書を提出する場合は、この限りでない。

(3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木又は伐採木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(4) 知事は、3に掲げる樹木又は伐採木等を所有し、又は管理する者が、1の（2）に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(5) 知事は、（4）の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

和歌山県告示第1412号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき国土交通省近畿地方整備局紀伊山系砂防事務所長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和2年11月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 作業の種類 公共測量（砂防堰堤計画に伴う基準点測量）

2 作業期間 令和元年6月17日から同年9月30日まで

3 作業地域 和歌山県田辺市本宮町三越地内

和歌山県告示第1413号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき田辺市長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和2年11月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 作業の種類 公共測量(デジタル航空写真撮影、写真地図作成)
- 2 作業期間 令和2年4月27日から同年9月30日まで
- 3 作業地域 和歌山県田辺市、日高郡みなべ町、西牟婁郡白浜町、上富田町及びすさみ町

和歌山県告示第1414号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年11月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
田辺市中辺路町石船字上平418番3地先から同市中辺路町石船字栗原606番地先まで	旧	5.70 } 15.10	211.90	
同上	新	7.80 } 18.20	211.90	

和歌山県告示第1415号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年11月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
田辺市向山字辻松854番7地先から同市向山字辻松853番5地先まで	旧	4.30 } 17.90	140.10	
同上	新	7.30 } 20.90	140.10	

和歌山県告示第1416号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年11月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 424号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
紀の川市打田字小門585番1地先から同市打田字小門587番6地先まで	旧	14.55 } 15.86	48.20	
同上	新	15.68 } 16.96	48.20	

和歌山県告示第1417号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年11月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 480号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
紀の川市西野山字井関242番1地先から同市穴伏字衣谷318番地先まで	旧	4.66 } 12.78	191.55	
同上	新	7.74 } 21.26	191.55	

和歌山県告示第1418号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年11月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 かつらぎ桃山線

区 間	新旧の別	敷地の 幅員 メートル	延長 メートル	備 考
紀の川市下鞆渚字大西490番1地 先から同市下鞆渚字大西489番1 地先まで	旧	6.44 } 17.23	207.00	
同上	新	9.58 } 44.87	207.00	

和歌山県告示第1419号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年11月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 かつらぎ桃山線

区 間	新旧の別	敷地の 幅員 メートル	延長 メートル	備 考
紀の川市桃山町黒川字水垣内24 1番1地先から同市桃山町黒川字 水垣内254番1地先まで	旧	4.97 } 18.27	179.50	
同上	新	10.20 } 20.47	179.50	

和歌山県告示第1420号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年11月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 御坊中津線

区 間	新旧の別	敷地の 幅員 メートル	延長 メートル	備 考
日高郡日高川町大字山野字佛串 2484番2地先から同町大字大又 字榎谷236番3地先まで	旧	4.56 } 36.08	373.10	
同上	新	9.93 } 93.14	359.55	

和歌山県告示第1421号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年11月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 御坊中津線

供用開始の区間 日高郡日高川町大字山野字佛串2484番2地先から同町大字大又字槇谷236番3地先まで

供用開始の期日 令和2年11月17日

和歌山県告示第1422号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年11月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 那智勝浦古座川線

供用開始の区間 東牟婁郡那智勝浦町大字井関字牧野々708番地先から同町大字井関字牧野々711番10地先まで

供用開始の期日 令和2年11月17日

和歌山県告示第1423号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年11月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 泉佐野打田線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
紀の川市東大井字東山161番1地先から同市打田字小門589番1地先まで	旧	12.79 } 31.50	942.98	
同上	新	24.30 } 43.34	942.98	

和歌山県告示第1424号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年11月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 秋月海南線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
和歌山市江南字江南代349番1地先から同市江南字江南代353番1地先まで	旧	5.29 } 7.28	44.54	
同上	新	7.00 } 7.78	44.54	

和歌山県告示第1425号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年11月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 秋月海南線

供用開始の区間 和歌山市江南字江南代349番1地先から同市江南字江南代353番1地先まで

供用開始の期日 令和2年11月17日

和歌山県告示第1426号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年11月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 井関御坊線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
日高郡日高町大字原谷字下岡409番3地先から同町大字原谷字下岡361番4地先まで	旧	4.92 } 8.38	273.50	

同上	新	9.25 } 20.17	273.50	
----	---	--------------------	--------	--

和歌山県告示第1427号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年11月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 井関御坊線

供用開始の区間 日高郡日高町大字原谷字下岡409番3地先から同町大字原谷字下岡361番4地先まで

供用開始の期日 令和2年11月17日

和歌山県告示第1428号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年11月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 古井西の地線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
日高郡印南町大字羽六字割木平825番地先から同町大字羽六字割木768番1地先まで	旧	7.29 } 15.81	224.05	
同上	新	10.29 } 15.81	224.05	

和歌山県告示第1429号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年11月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 古井西の地線

供用開始の区間 日高郡印南町大字羽六字割木平825番地先から同町大字羽六字割木768番1地先まで

供用開始の期日 令和2年11月17日

和歌山県告示第1430号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年11月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 秋津川田辺線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
田辺市上芳養字関谷4635番1地先から同市上芳養字関谷4626番2地先まで	旧	3.50 } 15.10	104.80	
同上	新	10.00 } 22.90	104.80	

和歌山県告示第1431号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年11月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 秋津川田辺線

供用開始の区間 田辺市上芳養字関谷4635番1地先から同市上芳養字関谷4626番2地先まで

供用開始の期日 令和2年11月17日

和歌山県告示第1432号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年11月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 静川請川線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考

田辺市本宮町上大野字小井平29番2地先から同市本宮町上大野字小井平712番1地先まで	旧	4.50 } 9.30	88.60	
同上	新	8.00 } 17.00	88.60	

和歌山県告示第1433号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年11月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 静川請川線

供用開始の区間 田辺市本宮町上大野字小井平293番2地先から同市本宮町上大野字小井平712番1地先まで

供用開始の期日 令和2年11月17日

和歌山県告示第1434号

景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項の規定に基づく和歌山県景観計画を変更したので、同法第9条第8項において準用する同条第6項の規定により告示し、変更後の和歌山県景観計画を和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課において公衆の縦覧に供する。

なお、この計画は、令和2年12月15日から施行する。

令和2年11月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

教育委員会告示**和歌山県教育委員会告示第5号**

令和3年度和歌山県立高等学校生徒募集定員を次のように定めた。

令和2年11月17日

和歌山県教育委員会教育長 宮崎 泉

1 全日制の課程

各高等学校の各学科別の生徒の募集定員は、別表第1のとおりとする。

2 定時制の課程

各高等学校の各学科別の生徒の募集定員は、別表第2のとおりとする。

3 通信制の課程

和歌山県立伊都中央高等学校、和歌山県立きのくに青雲高等学校及び和歌山県立南紀高等学校の生徒募集については、別表第3のとおりとする。

令和3年度 和歌山県立高等学校 学校別・学科別募集定員

別表第1 (第1項関係)
〔全日制の課程〕

学校名	学科名(コース名等)	学級数	定員
橋本	普通科	4	160
	※1 普通科(県立中)	1	40
紀北工業	機械科	2	80
	電気科	1	40
	システム化学科	1	40
紀北農芸	生産流通科	1	40
	施設園芸科	1	40
	環境工学科	1	40
笠田	普通科	2	80
	総合ビジネス科	1	40
	情報処理科	1	40
粉河	普通科	5	200
	理数科	1	40
那賀	普通科	6	240
	国際科	1	40
貴志川	普通科	3	120
	人間科学科	1	40
和歌山北	普通科(北校舎)	7	280
	普通科(西校舎)	2	80
	スポーツ健康科学科	1	40
和歌山	総合学科	4	160
向陽	普通科	5	200
	※1 環境科学科	2	80
桐蔭	普通科	5	200
	※1 普通科(県立中)	2	80
和歌山東	普通科	5	200
星林	普通科	6	240
	国際交流科	1	40
	機械科	2	80
和歌山工業	電気科	2	80
	化学技術科	1	40
	建築科	1	40
	土木科	1	40
	産業デザイン科	1	40
	創造技術科	1	40
和歌山商業	ビジネス創造科	7	280

別表第2 (第2項関係)
〔定時制の課程〕

学校名	学科名(コース名等)	学級数	定員
海南	普通科(海南校舎)	4	160
	教養理学科	1	40
	普通科(大成校舎)	1	40
(美里分校)	普通科	1	40
箕島	普通科(普通)	1	40
	普通科(スポーツ)	2	80
	情報経営科	1	40
	機械科	1	40
有田中央	総合学科(総合)	3	120
	※2 総合学科(福祉)		
(清水分校)	普通科	1	40
耐久	普通科	5	200
日高	普通科	5	200
	※1 総合科学科	1	40
(中津分校)	普通科	1	40
紀央館	普通科	3	120
	工業技術科	1	40
南部	普通科	2	80
	食と農園科	3	120
(龍神分校)	普通科	1	40
田辺	普通科	5	200
	※1 自然科学科	2	80
田辺工業	機械科	2	80
	電気電子科	1	40
	情報システム科	1	40
神島	普通科	3	120
	経営科学科	3	120
熊野	看護科	1	40
	総合学科	4	160
串本古座	普通科	3	105
新宮	普通科	5	200
新翔	総合学科	3	120
合計		160	6,385

学校名	学科名	学級数	定員	
※3 伊都中央	普通科	昼間	2	70
		夜間	1	30
※3 きのくに青雲	普通科	昼間	2	70
		夜間	1	30
		情報会計科	1	30
和歌山工業	機械電気科	夜間	1	40
	建築科	夜間	1	40
海南	普通科	夜間	1	40
耐久	普通科	夜間	1	40
日高	普通科	夜間	1	40
※3 南紀	普通科	昼間	1	35
		夜間	1	30
新宮	普通科	夜間	1	40
合計		15	535	

※3 単位制高等学校である伊都中央、きのくに青雲及び南紀の各高等学校については、定員は40人であるが、転・編入生を受け入れるため、各学級の募集定員は、昼間定時制35人、夜間定時制30人とする。

別表第3 (第3項関係)
〔通信制の課程〕

学校名	学科名	定員
伊都中央	普通科	特に定めない
きのくに青雲	普通科	
南紀	普通科	

※1 次の学科についてはそれぞれの県立中学校からの進学者のみとし、県立高等学校入学者選抜による募集は行わない。

- 橋本高等学校普通科のうち1クラス
- 向陽高等学校環境科学科
- 桐蔭高等学校普通科のうち2クラス
- 日高高等学校総合科学科
- 田辺高等学校自然科学科

※2 有田中央高等学校総合学科福祉系列の人数は、26人以内とする。